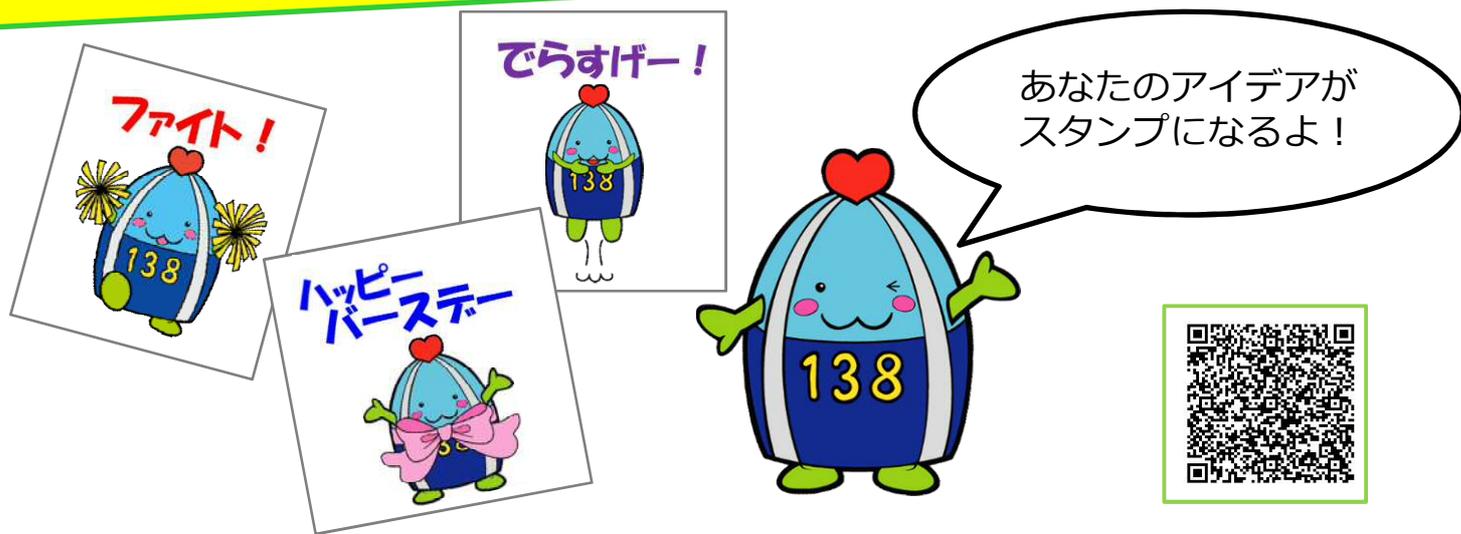


LINE

みんなが使いたくなるの

スタンプアイデア募集！

《応募締切》平成29年5月31日(水)



市では、一宮市のマスコットキャラクター「いちみん」のLINEスタンプの制作にあたり、「いちみん」のオリジナルスタンプ（コメント付可）のアイデアを募集します。

【一宮市いちみんLINEスタンプアイデア募集要項】

●募集内容

一宮市のマスコットキャラクター「いちみん」のLINEスタンプ（コメント付可）のアイデアを募集します。

●ねらいとするデザイン

- ①みんなが使いたくなるようなデザイン
- ②「いちみん」のイメージを損ねないデザイン

●応募条件

- (1) 小学校4年生以上どなたでも応募できます。
- (2) 応募作品数は、1応募者あたり何点でも可能です。
- (3) 応募作品は、応募者が著作権を有する作品に限ります。他の作品と同一または類似しているもの、公序良俗その他法令の定め反するもの、第三者の権利を侵害しているものは、審査の対象外になります。
- (4) 第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合は応募者自らの責任と費用で解決してください。一宮市は一切の責任を負いませんし、一宮市が損害を被った場合は、損害を賠償していただきます。
- (5) 結果発表後であっても、これらの条件に違反していたことが判明した場合、採用は無効となります。

～ 副 賞 ～

入賞された40作品に、ギフト券2,000円を贈呈します。ただし、中学生以下の作品が入賞された場合は、同額分の図書カードとさせていただきます。

●応募方法

- (1) 手書きで作画する場合は、チラシ裏面の「いちみんLINEスタンプ応募用紙」（コピー可）に必要事項を記入の上、企画政策課へ直接持参あるいは郵送してください。応募用紙は一宮市ウェブサイトからもダウンロードできます。なお、作品提出時には、スタンプ1つにつき、そのスタンプのタイトル名とどんな時に使うスタンプかを記入してください。
 - (2) データでの作品応募の場合は、上記のQRコードを読み取るか一宮市ウェブサイトから申請してください。データ形式は、jpeg形式・png形式・gif形式のいずれかをお願いします。
- ※ 個人情報は適切に取り扱うものとします。なお、入賞された作品については市広報紙やウェブサイトなどで、氏名を掲載する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（裏面へ続く）

【応募・問い合わせ先】

〒491-8501 一宮市本町2丁目5-6

一宮市 企画部 企画政策課（本庁舎6階）

電話：0586-28-8952（直通）

《いちみんLINEスタンプ応募用紙》

あなたの考えるいちみんLINEスタンプ

※「いちみん」のスタンプデザイン（コメント付き可）を書いてください。

スタンプタイトル

どんな時に使うスタンプ？

住所	〒	—		フリガナ氏名	
職業又は学校名		年齢	歳（ 学年）	電話番号 メールアドレス	

----- キトリ線 -----

（表面からの続き）

- (3) 応募作品は、提出後に追加・修正はできません。また、採用・不採用にかかわらず応募作品は返却しませんのでご了承ください。
- (4) 作品提出にかかる費用については、応募者の負担とします。

●募集期間

平成29年5月1日（月）～5月31日（水）
※郵送の場合は、当日までの消印有効。

●選考

入賞作品は、選定委員会で作品を40点選定し、市で決定します。

●結果発表

市で決定後、入賞された作品の応募者へ通知するとともに、市ウェブサイト等で発表します。また、表彰式を行う場合もあります。入賞されなかった方に対しては通知はいたしませんのでご了承ください。

●副賞

応募作品の中から、入賞された作品1点につき、ギフト券2,000円分を贈呈します。ただし、中学生以下の作品が入賞された場合は、同額分の図書カードとします。

●入賞作品の取扱いについて

- (1) 入賞作品を基に、一宮市で「いちみん」のLINEスタンプとして制作します。
- (2) 入賞作品の使用にあたっては、デザイン、色彩等を補作・修正あるいはアニメーションスタンプに変更する場合があります。
- (3) 入賞作品は、LINEスタンプのほか、市広報紙、市ウェブサイト及び各種印刷物等にも利用する予定です。

●入賞作品の法的取扱いについて

- (1) 入賞された方は、作品の採用と同時に一宮市に対して当該作品（キャラクターのデザイン画その他付属資料の一切を含む。）の著作権（著作権法第27条、第28条を含む一切の権利）を譲渡するものとし、当該作品の著作権及び使用权は一宮市に帰属するものとし、
- (2) 入賞された方は、一宮市が当該作品を使用するにあたり著作者人格権を行使しないものとし、
- (3) 入賞された方と一宮市は、入賞作品に選出されたことを条件に、上記（1）及び（2）を内容とした著作権譲渡契約を締結したものとします。
※ 契約にあたり、副賞以外の契約料や使用料の金銭的対価はお支払いいたしませんのでご了承ください。

●入賞作品以外の法的取扱いについて

入賞作品以外の応募作品の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。